

柿本人麻呂の音訓仮名交用表記

「うた」の文字としての「仮名」

八木京子

一 はじめに

柿本人麻呂の文字遣いには、附属語や、倭語に対応する適した漢字が見つかからないなどの特別な場合を除けば、決して「仮名書き」を多くするものではない。いま万葉集に残される歌うたを見る限り、人麻呂は、歌集・作歌と通じて、「うた」を訓字で表記することに腐心した姿勢が見て取れる。このことについては、早くより論じられている通りであり、人麻呂の基本的な書記態度として、第一に確認しておくべきことである^①。

しかし、総訓字による「うた」の文字化を標榜したと思われる人麻呂の文字遣いのなかには、僅かながらではあるが、特別な理由が窺えない「仮名書き」の「ことば」が見られることも、事実である。

「宿加奈之弥」(「宿り悲しみ」 一六九〇)

「年可太奴」(「寝難ぬ」 二〇二二)

「久漏牛方」(「黒牛湯」 一七九八)

そしてさらに、整えられた用字体系を持つ文字テキストでは、使用の避けられる「音仮名」と「訓仮名」の混用も、人麻呂の例には、少なからず見られるのである(「宇多手」 二四六四、「三毛侶之」 一〇九三、「世子」 二〇一五、「由眼」 二五一一)。このことは、いったいどのように考えるべきであろうか。

既に、論者は、音訓仮名の交用と仮名書きの共起性について述べたことがある^②。前稿で指摘したことは、音訓仮名を交用する仮名書きは、実用的な場に多く見られ、木簡・木片・土器など、一般に流通しやすい素材に多く書かれるという実態であった。また、荷札木簡の物産名や産地名、地方戸籍の人名など(美濃国戸籍・九州国戸籍)、音訓仮名の混用が、「日常的」な書記資料に多く見られることを導いたものである^③。

このような実用における書記資料には、同時に清濁・甲乙音の混乱や、古韓音を用いるなどの諸特徴が見られるが、万葉集に収められる人麻呂の「うた」の文字には、これらの混乱は殆ど見られない。おそらく、

書記の精度を高めるといふことであつて、清濁・甲乙音の徹底ということに比較するならば、「音訓仮名」の交用は、およそ緩やかな態度でもつて、万葉集の書記者たちに受け止められていたと想像される。もちろん、先に示したような人麻呂の「仮名書き」や、「音訓仮名の交用」は、自身の用いる文字遣いのなかで、無意識レヴェルのそれとして現出したものであるのか、といった考察が以下に必要となつてこよう。

一方で注意したいのは、人麻呂の仮名書き語彙に数多く見られる、「有意」の仮名を用いた文字表現である（『為暮』『丹穂』『為便』）。例えば、安騎野獵歌の「多日」「夜取」などの文字は、音仮名・訓仮名を自在に交えながら、そこに新たな「意味」を敷衍させる高度な「文字表現」であり、このような例に至つては、正しく、「うた」のための特別な文字技法としてそれを捉えるべきであろう。

いま指摘したような有意の仮名による文字表現は、歌作者の意図が読み取れるという点において、「仮名書き」の「一般性」「実用性」という前提に、一見、相容れない現象のようにも見える。しかし、「仮名書き」といったものの地平は、実は次のように諒解されるべきものではないか。

「仮名」を用いた高度な技術による、「文字表現」とは、「訓」と「音」からなる「仮名」のひとつひとつを、「自由」に「使いこなせる」という文字環境を地盤として、成立している。そしてその音訓の仮名の「自由性」は、ひとたび個人に還元されるとき、「仮名」そのものの運用面を越えた「有意の仮名」として、「うた」の文字として、「再生」し得るという可能性を胚胎していた。

本稿では、上代文字資料の音訓仮名の混用をひととおり確認しながら、そこに見られる「無秩序」な在りようとは異なる、万葉集の「うたの文

字」としての音仮名・訓仮名の用法を見出だすことを、第一の目的とする。就中、人麻呂のそれについて例を取り上げるとともに、その幾つかに関し、若干の考察を試みるものである。

二 和歌木簡資料にみる音訓仮名の交用表記

音訓仮名を交用することは、『古事記』『日本書紀』には殆ど例がなく、『古事記』に現われる数少ない例は、すべて本文の読解を助けるための「特別な理由」が存する場合に限られる。⁵⁾

およそ文字テキストにおいては、『万葉集』でも同様、音訓を交用する場合は、書記の上での「読みやすさ」を考慮したと思われる例が多い。すなわち、橋本四郎氏が指摘するように、「與杼六友（三一）」「多藝津（三八・三九）」など、「ことば」の活用語尾を異なる系統の仮名で書き分ける例や、「母日手（一九八七）」「左久見手（二二〇）」など、活用語尾と附属語に「訓仮名」を続けて用いることで、視覚面での字面の統一を図つた例などである。

このように、「読みやすさ」を追求し、使用文字を統一していく書記態度は、当然のことながら、物語や和歌を「編纂」という行為を経て、「テキスト」として成立させる、つまりは、「残される」テキストたらんことを最終目的としているためであろう。そして、もちろんそこには、複数の「読み手」が存在することを意味している。

万葉集の「うた」は、大勢において、「歌集」という編纂テキストに適切な、十分に整理された文字で書かれているということに異論はないかろう。

このことは、夙に橋本氏が、万葉集の音訓仮名の交用例に関し、「無

秩序な⁽⁷⁾混用が、「極めて少ない」と言及しておられることに顕著である。

「音仮名を主体とする一字一音式の表記には、すでに眺めたように訓仮名が用いられにくかった。一語または一文節の表記に關しても、ほぼ同様の傾向が見られるようである。音仮名と共同して語の表記に与っている例も、現実にはかなり拾えるが、かりに文節を単位として見た場合、すべての条件を排した全く無秩序な混用は、(中略)極めて少ない(傍点引者、以下同)」

しかし、前稿で指摘したように、「歌集」としてある『万葉集』と異なり、単なる「うた」の音律を留めただけの和歌木簡資料には、「無秩序」と言わざるを得ない音訓仮名の交用がかなり見られる。また、使用される文字も、統一性のない未整理なままのものが多く、そして注意したいのは、これらとおそらく同じ地平にあると予期されるのだが、万葉集のほんの若干例にも、このような未整理な文字用法がほの見えることである。

以下に、音訓仮名が混用される例について、和歌木簡資料から、数首を取り上げたい。⁽⁸⁾

石神遺跡(第十五次調査)出土木簡

(伴出木簡に「乙丑年」天智四(665)年の紀年あり)
 「(表) 奈尔波ツ尔佐児_(布由力)矢己乃波奈」

藤原京跡左京七条一坊西南坪木簡
 「奈尔皮ツ尔佐久己乃皮奈泊由己母利伊真皮々留マ止佐久_(矢カ)」

「_(皮奈カ) 識 与」
 (『木簡研究』二十五号2003・11)

平城宮跡木簡 (和銅六(713)年ころか)

「_(別カ) 矢己乃者奈夫由己 伊真者々留部止」
 「_(天) 伊己冊 利伊真役_(注6)春マ止作古矢己乃者奈」

(『木簡研究』二十三号2001・11)

飛鳥池遺跡出土木簡

「(表) 止求止佐田目手_(和カ)」 「(裏) 久於母閉皮」
 (飛鳥・藤原発掘調査出土木簡概報訂正) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十五)』2002・3に拠る)

平城宮木簡

「津久余々美宇我礼」 (『平城宮木簡』(一)七九号)

平城宮木簡

「田延之比等等々流刀毛意夜志己々呂曾」 (『平城宮木簡』(一)一七四号)

平城宮木簡

「(表) 以津波里事_(古カ)津々」 「(裏) 人」

(『平城宮木簡』(三)二九二七号)

平城宮木簡

「_(古カ) 春春日 養」 「_(古カ) 江久礼者」

(『平城宮木簡』(三)三〇九七号)

平城宮木簡

「_(古カ) 玉尔有波手尔麻伎母知而」

(『木簡研究』一〇号1988・11)

「波加」 (『木簡研究』一〇号1988・11)
 これらは、木簡に見られる和歌資料の音訓交用例を、幾つか掲げたものである(便宜上、一音節の訓仮名には傍線を付し、正訓字(一音節正訓字を含む)と見なされる文字は、_(矢カ)で囲った)。

ゝに指摘した一音節の訓仮名は、「児、矢、者、真、部（マ）、田、目、手、津、江」であり、これら十例の訓仮名は、「うた」以外の文字資料、たとえば文書木簡・荷札木簡・戸籍人名・地名などにも、比較的多く用いられる、一般に流通していた訓仮名字母と言える。

以上の訓仮名は、万葉集でも用いられる頻度が高く、和歌木簡資料と同じように、特別な理由なく不用意に交えられた例が万葉集にも幾つか見られる。これらの混用例は、日常的な使用文字がそのまま和歌表記に現出したと考えられる例だが、次節にそれらについて、若干の考察を加えたい。

三 万葉集「仮名書き主体歌巻」にみる音訓仮名の交用表記

前節で指摘した和歌木簡資料の訓仮名字母（「児、矢、者、真、部（マ）、田、目、手、津、江」）が、万葉集の仮名書き主体歌巻で、どのように見られるのか、次に幾つかの例を示しておく。

風雜 雨布流欲乃 雨雜 雪布流欲波 為部母奈久 寒之安礼婆…
可久婆可里 須部奈伎物能可… (憶良 八九二)

須賣呂伎能 御代万代尔 如是許曾 見為安伎良目米 立年之葉尔 (家持 四二六七)
保里江欲里 水平妣吉之都追 美布祢左須 之津乎能登母波 加波 能 瀬麻宇勢 (田辺史福磨 四〇六一)

等知波々江 已波比豆麻多祢 豆久志奈流 美豆久白玉 等里豆久 麻豆尔 (防人 四三四〇)
和伎米故等 不多利和我見之 宇知江須流 々々河乃祢良波 苦不 志久米阿流可 (防人 四三四五)

阿志加良能 美佐可多麻波理 可閑理美須 阿例波久江由久 阿良 志乎母 多志夜波婆可流 不破乃世伎 久江豆和波由久… (防人 四三七二)

先掲の和歌木簡資料と同じ訓仮名字母で、無秩序な混用がなされるものには、「部」「目」「津」「江」の訓仮名が指摘される。先掲の橋本氏論文の指摘によれば、万葉集の仮名書き主体歌巻に見られる、無秩序な「訓仮名」は、「部」「辺」「見」「裳」「御」「緒」「鹿」「津」「根」「野」「三」「女」「目」「砥」「日」「名」「江」の十七文字（異なり文字数）、総用例数にして四十六例であり、いまここに挙げたゝは、橋本氏が挙げた用例に含まれるものである。

もちろん、万葉集の仮名書き歌巻（巻五・十四・十五・十七・十八・二十）に限定するならば、不用意な音訓仮名の混用は、決して多いとは言えず、ここに掲出した例は、数少ない用例の幾つかである。しかし、少ないながらも、万葉集にこのような音訓仮名の混用が見られてくるとは、注意すべき問題を孕んでいると言える。木簡資料に多い、一般に流通していたであろう訓仮名字母が、万葉集にも見られる現象は、使用字母というものの底辺層での繋がりを予想させるところであろう。

また、木簡資料の「児（兒）」「田」「目」「手」などの訓仮名は、仮名書き歌巻にも多く見られるが、その場合、訓仮名としてではなく、一音節の正訓字として用いられる。しかしこのような一音節の訓仮名は、文字列を一瞥する限り、仮名書きの書記体に、実に違和感なく解け込んで見えるものである。次に試みに例を挙げるが、実際のところ、それが「仮名」として機能しているのか、「正訓」として機能しているのかを、文字の並びから瞬時に判断することは容易でない。

於登尔吉岐 目尔波伊麻大見受 佐容比賣我 必礼布理伎等敷 吉

民萬通良楊滿 (三嶋王 八八三)

…多麻尔母我 [平]尔麻吉毛知弓 安佐欲比尔 [見]都追由可牟乎 於

伎弓伊加婆乎思 (家持 四〇〇六)

左刀妣等能 [見]流[目]波豆可之 左夫流[見]尔 佐度波須伎美我 美夜

泥之理夫利 (家持 四一〇八)

…安米布良受 [目]能可左奈礼婆 宇患之[目]毛 麻吉之波多氣毛 安

佐其登尔 之保美可礼由苦… (家持 四二二二)

これらを散見するに、一首節の正訓字は、実際、書記の機能としては、「意味」の側に近づいてあるよりも、音列を支えるための「仮名」として、有効に働いているように思われる。「訓仮名」と「正訓字」との線が、もとより引きがたい関係性であることは、既に言われる通りであるが、そもそも「書き手」は、このような「仮名書き」をしたためる場合に、その「違い」のほどを認識したのであろうか。いったい、仮名の出自について、それが「訓」に拠るのか、「音」に拠るのかといったことを、いちいち反芻して考えることは、書記という一連の行為において、どの程度、意識化されたことだったのだろうか。後に述べるような、万葉集正訓字主体歌巻や、人麻呂の音訓仮名の交用例などは、そのことについて、より一層、反省を迫られる問題のように思われる。

次に、視点を戻し、音訓交用例 の表記法について、付言して置きたい。「貧窮問答歌」は、仮名書き主体歌巻に収められてはいるものの、文字用法自体に問題がないわけではない。正訓字と訓仮名が、音仮名に交えて用いられる形式であり、このような書記の在り方は、前節に挙げた和歌木簡の の用法に、通い合うものであろう。

先掲、木簡の和歌資料 は、まったくの一字一音書きではなく、「正訓字」を交えた書記形式であり、注意される。

このような書記法を見る限り、正直なところ、「うた」を「仮名」で書くものと前提し、そこにたまたま「訓仮名」が交えられたのだ、というような発展的理解では、およそ把握できない在り方が窺えよう。

実際、これらの書記法は、単に書記者の書き慣れた文字でもって、字数的制約のある木簡に、「自由に」和歌を書き留めたかのような向きを感じさせはしまいか。そしてそれは結果的に、万葉集の多くの和歌に見られるような書記形式、すなわち「音」と「訓」を交用する書記体(音仮名・訓仮名の交用ではない)に通じているのである。

参考までに、に見られる「春」「事」「玉」「手」などの正訓字が、仮名書きに交えられた例を、任意に万葉集の仮名書き歌巻から拾ってみよう。

【春】 宇具比須乃 奈积知良須良武 [春花] 伊都思香伎美登 多乎里加射左

牟 (家持 三九六六)

可須美多都 [春初乎] 家布能其等 [見]牟登於毛倍波 多努之等曾毛布

(池主 四三〇〇)

【事】 …[飯炊] [事]毛和須礼提 奴延鳥乃 能杼与比[目]尔… (憶良 八九二)

…麻須良男乃 許己呂乎母知弓 安里米具理 [事]之平波良婆…

(家持 四三三一)

【玉】 可散流散尔 伊母尔見勢武尔 和多都美乃 於伎都[目]玉 比利比弓由

賀奈 (遣新羅使人 三六一四)

宇知奈婢久 波流乎知可美加 奴婆[目]玉乃 己与比能都久欲 可須美多

流良牟 (伊香王 四四八九)

【手】

須受我祢乃 波由馬宇馬夜能 都追美井乃 美都乎多麻倍奈 伊毛我
多手欲 (三四三九)

安佐散礼婆 伊毛我手尔麻久 可我美奈須 美津能波麻備尔
(遣新羅使人 三六二七)

これらは、たまたま和歌木簡資料に見られた正訓字「春」「事」「玉」「手」に例を絞り、任意に挙げたものであるが、仮名書き歌巻の全般に亘って、例を検出することができる。

一般に、万葉集の「仮名書き主体歌巻」と呼ばれる巻では、ここに指摘した例のみならず、まったくの一字一音書きではない仮名書きが数多く見られる。

君我由久 道乃奈我乎 久里多々祢 也伎保呂煩散牟 安米能火
毛我母 (狭野弟上娘子 三七一四)

宇梅能花 伊都波乎良自等 伊登波祢登 佐吉乃盛波 乎思吉物奈
利 (書持 三九〇四)

安之比奇能 山尔由伎家牟 夜麻妣等能 情母之良受 山人夜多礼
(山田史土麻呂 四二九四)

前節に掲出した和歌木簡「玉有波手尔麻伎母知而」(平城宮木簡)の例などは、正しくこのような書記法の延長線上に把握することが許されるものと思われる。¹²⁾ これらの不完全な「仮名書き」は、もちろん記紀の歌謡に見られるような統制のとれた「仮名書き」とは、厳密に区別して考えるべきことは勿論である。

「仮名書き」の形式を採りながら、部分部分に正訓字を交えるという、文字の性状から見れば、不斉一な書記形式は、なぜに万葉集に多く見られるのであろうか。不完全を不完全なままに許容できる何かが、少なく

とも、万葉集の「うた」の表記にはある。

このことについて、予見的に述べるならば、第一に考えられるのは、「読みやすさ」という点においての配慮であろう。木簡資料では、スペースの小ささという物理的制約が、使用字母に大きく影響を及ぼすことが言われている。一字一音ですべてを書くことは、多くの長歌を擁する『万葉集』では、見た目にも煩雑であり、当然、そのための紙幅もかなりのものとなる。

記紀の歌謡と違い、韻律の定まった和歌であれば、「うた」の訓読は、おのずと決まってくるものである。そのため、正訓字がある程度、固定化していた一般名詞については、読み誤れる可能性も低いことから、一字一音で書くことの煩雑さ・読みにくさを避けて、敢えて「正訓字」でそれを記したと想像されるのである。

このことは、文字の統一という書記の「形式性」に傾くのではなく、おそらく「常態」としてあつた書き様に限りなく寄りそうことを望んだ、書記態度の現われと考えられる。万葉集の「うた」表記の主たる特徴として、十分に認識しておくべきであろう。

四 万葉集「正訓字主体歌巻」にみる音訓仮名の交用表記

既に、和歌木簡資料の訓仮名の例から、万葉集の仮名書き歌巻を見渡してきたが、仮名書き歌巻に限定せずに、正訓字主体歌巻にまで視野を広げるならば、先に見た、「兎、矢、者、真、部(マ)、田、目、手、津、江」の訓仮名の混用例を、さらに多く見出だすことができる。

橋本四郎氏の指摘によれば、万葉集の訓仮名で使用頻度の高い文字は、「日」「名」「手」「見」「田」「津」「目」「屋」であるが、ここで圏点をつ

けたものが、和歌木簡資料と重なる訓仮名であり、訓仮名字母としての安定的な「流通」を感じさせる。そしてまた、これら万葉集に多い訓仮名は、同時に混用例としても、多く指摘される文字である。
次に、正訓字主体歌巻の音訓仮名の混用例に、橋本氏が掲げた例を参照したい。

寸……四寸流(937)
田……安万田(3184)・多田波思家武登(3324)
手……宇多手(2464人麻呂)
而……敝太而礼婆可母(1522)・伊而麻左自(1452)
跡……跡杼登毛(2653)
名……四良名美乃(931)・思良名美(937)・師吉名倍手(一)・言乃名貝左曾(656)・四名比(3334)
部……須部奈見(3286)
太……爾太遥越壳(3309人麻呂)・爾太要盛而(4221)
三……之賀良三(2709)・三佐良(3203)・三沙良(3203)・三都良武香(40)・思美三荷(2124)
見……宇津普見(165)・須部奈見(3286)
六……相爾計六(3821)

橋本氏が指摘した混用例は、異なり文字数にして十一文字・二十三例である。これらの例は、混用例と橋本氏が認めた正訓字主体歌巻の全例であり、一見、その数は多くはないように見える。
しかし、これらの中には、文節の切れ目と考えられる例、意味への配慮が認められる例、正訓字に引かれて訓仮名が連ねられる例、訓仮名の中に音仮名が交えられる例などは、いっさい含まれていない。橋本氏自身、断っておられるように、正訓への片寄りが窺える例や、固有名詞・

枕詞など慣用的に用いられていた例を加えるならば、その数は、おそらくもっと割り増して考えねばならないであろう。例えば、『古事記』の音訓仮名の混用を調査された山口佳紀氏は、理由の窺えない人麻呂の混用例として、「宇多手」(二四六四)、「三毛侶之」(一〇九三)、「恋由眼」(一五一一)を挙げるが、橋本氏は「宇多手」のみを計上している。私見では、後に示すように、人麻呂の混用例に限って見ても、多くの例を加えることが可能であり、正訓字主体歌巻に見られる音訓仮名の混用は、もう少し、多岐多様な例があると推測される¹⁵⁾。

ところで、この十一種の仮名字母には、「田」「手」「部」など、やはり和歌木簡に見られた幾つかの訓仮名字母が見られ、注意される。前節より、比較の水準を合わせるため、和歌木簡資料との比較を中心に行ってきたが、実際のところ、万葉集に多く用いられる訓仮名は、和歌木簡資料のみならず、木簡資料全般に多く見られる訓仮名である。

拙稿にて、かつて調査したところでは、上代文字資料(文書木簡・荷札木簡・音義木簡・墨書土器・戸籍帳など)には、「目」「見」「者」「田」「手」「部(マ)」「津」「矢」「男」「木」「三」「野」「屋」「真」「穂」「井」「御」「女」「根」などの文字が、混用される一音節の訓仮名として指摘できる¹⁶⁾。もとより、全ての例について調査したものではないが、用いられる訓仮名には一定の偏りがあることが知られよう。

すなわち、先述したように、万葉集に混用の多い訓仮名字母(ここでは圈点を付したものと)と、これら上代文字資料一般に用いられる訓仮名字母は、殆どが共通するのである。結論からすれば、万葉集に多く用いられる「訓仮名」は、上代の文字資料一般においても使用頻度の高い訓仮名であり、当時、定着度が高く、安定的に用いられた訓仮名であった、ということである。おそらく、「メ」「ミ」「タ」「ベ」などの音列を文字

化するにあたり、真つ先に思い浮かぶ視覚的で汎用性の高い「文字」は、「目」「見」「田」「部」の文字なのであって、それがたまたま「訓」に出自をもつ「訓仮名」であった、という程度のことではないか。

橋本氏の基本スタンスは、音訓交用の無秩序な混用は、万葉集においても殆ど見られないという立場であり、これらの混用が万葉集に見られるのは、「仮名」というものが「起源的な性格を止揚」し、普遍化を遂げた結果である、と把握しておられる。¹⁷⁾

しかし、「字訓」の定着の後に固定化した「訓仮名」が、止揚して「仮名」化を遂げたものであるのか、「訓仮名」という強い意識のないまま常用的に用いられていた文字が、結果的に「訓」に出自をもつ「仮名」であったというに過ぎないのか、その判断は実に難しいと言わねばならない。¹⁸⁾「うた」の表記に、垣間、見られる「訓仮名」は、それが「訓」であると明らかに認識されないままに、万葉集や和歌木簡資料に現出したのではなかったろうか。「文字」でものを書く人びとにとって、選択されるべき文字は意識裡に等し並みにあったのであり、それが「仮名」であるか、ましてや「訓」であるか、「音」であるかといったことは、殆ど意識以前のことからであったように思われる。

人びとの前には、海を越えて渡りきた「文字」というものだけが、無限の可能性を孕みながら、滔滔と横たわっていたに過ぎない。

五 万葉集の仮名文字表現

「訓仮名」の「うた」の文字としての展開

前節までに、上代文字資料の音訓仮名の交用について見てきたが、万葉集には、既に挙げたような単なる混用と思われる例のほか、幾つかの

注目すべき音訓交用が指摘される。「うた」の文字として、「ことば」に直に寄り添うことによって生まれる、「意味」への傾斜を有した訓仮名である。

まず、仮名書き歌巻のそれについて窺つことから始めたい。

a 左乎思鹿能 布須也久草無良 見要受等母 兒呂我可奈門欲 由可

久之要思母 (三三三〇)

b 水都等利乃 多々武与曾比尔 伊母能良尔 毛乃伊波受伎尔 於

毛比可祢都母 (三三二八)

c 可久婆可里 須部奈伎物能可 (憶良 八九二)

d 春雨尔 毛延之楊奈疑可 烏梅乃花 登母尔於久礼奴 常乃物能香

聞 (書持 三九〇三)

e 安乎楊木能 波良路可波刀尔 奈乎麻都等 西美度波久未受 多知

度奈良須母 (三五四六)

f 佐保河波尔 許保里和多礼流 宇須良婢乃 宇須伎許已呂乎 和我

於毛波奈久尔 (大原櫻井真人 四四七八)

g 橘乃 尔保敞流香可聞 保登等藝須 奈久欲乃雨尔 宇都路比奴良

牟 (家持 三九一六)

掲出した a b のような例は、¹⁹⁾「ことば」と「文字」がかなり近接した状況で用いられている例である。いま全体が仮名書きであるために、結果的に「訓仮名」に分類されるものの、文字用法自体には、「ことば」を「意味」において表語しようという意識が強く働いている。「さをしか」「みづ」という倭語に、「鹿」「水」を用いたのは、日常的な「ことば」と「文字」との対応関係から発想されたものであり、「ことば」の側に、より密着した文字用法であろう。そもそも「ことば」を定型のなかに掬い挙げていくことが、「やまとうた」というものの生態であれば、

そこに用いられる「ことば」に「文字」が引き寄せられていくという現象は、既に予想されるべき在り方である。

もちろん、本来的に表音機能に限定される「仮名」であれば、再び「意味」への揺り戻しがなされるこれらの用法は、「書記機能」といった原則からは大きく逸脱していよう。誤読を避け、読みやすさを求めることが「書記機能」の原則という極めて当たり前の事柄が、ここでは新たな「意味」の恵与によって、実際のところ、その必然的原則はこころよく放擲されている。

c以降の仮名は、分類上は音仮名と考えられる例であるが、c,d「物」の文字は、「意味」に片寄りを見せながら、「能」の一字を補つことで一見、訓仮名のように捉えられる。

また、d「楊奈疑」は、同じ用字が万葉集に幾つか見られ（三四九一・四〇七一ほか）、ある程度、固定化した名詞表記であることが知られる。「楊」は、音仮名の要素を多く見得るものの、「楊」の一字で、「ヤナギ（楊）」（一八四七）、「カハヤギ（川楊）」（一七二三）などと記されており、「正訓」としてもかなり定着した文字であったと推測される。さらには、e「安乎楊木」（アヲヤギ）などと書かれる例を見ると、果たしてそれが、即座に「音仮名」であるとは、なかなか断定し難いのではないか。²⁰

このように考えを巡らせると、既に指摘してきたような無秩序な混用例、例えば「目都良之」（メト^レラ^ノ）、「愛ひら」（アイ^ヒラ）、「四一七」（シイ^チ）、「可見」（カミ）、「神」（カミ）、「四一一」（シイ^ヒ）など、の文字面について、そこに意図的な要素が微塵もないと言いつけるかどうか、再び疑問が頭を擡げてくる。

「仮名」で表記しながらも、「意味」への緩やかな傾斜が、漢字を用いることの必然として文字の上に現われてくるのであって、音列のみを

表示する仮名書き機能に、単純に与さない在り方がそこに内在しているように思われる。「ことば」に引き寄せられ、またそれを「分析」すること、「ことば」に新たな「意味」を付与していく文字表記は、正しく、「文字表現」のための「文字」なのであり、単なる書記機能の文字とは確実に異なるものであろう。

「文字」をことさらに意匠し複雑化するという、およそ趣味的な用法が、義訓や戯書を中心とした万葉集の文字用法の「特質」であり、「方法」でもあることは、たびたび指摘されることである。いま指摘したa、gの諸例もまた、「仮名」の「表音機能」に終始しない付加価値を文字の上に呼び込んでいるもので、やはり万葉集の文字用法として特筆すべきものである。「うた」を表現する上での「文字」であり、「うた」のための、それは文芸のための、と言い換えてもよいのである。²¹

また、「うた」の文字に問題を設定するとき、次のような文字相互の意味連関による工夫にも、十分に目を尽くさねばなるまい。

h 燈之 陰尔蚊、蛾欲布 虚蝉之 妹蛾、咲状思 面影尔所見

（二六四二）

i 百濟野乃 芽古枝尔 待春跡 居之鷲 鳴尔鷄、鶉

（赤人 一四三二）

これらの例は、「ことば」そのものの分析的理解から、若干、乖離していく方向にありながら、文字同士の意味の連関による、「遊戯性」を、読み手に感じさせる方法である。このような万葉集に特有の文字用法について、井手至氏は、「縁字」と概念規定した上で、それを二類に分かつておられる。²² すなわち、

（イ）歌の中の他の語句の意味と関係ある仮名を使用した場合

(口) 歌の表記に用いられた他の文字と関係のある仮名を使用した場合

の二類であり、それぞれの具体例に、次のような歌を指摘する(傍点、傍線ママ)。

(イ) 見れどあかずいましし君が黄葉の移りい行けば悲しく喪あるか

(四五九)

印、南野の浅茅押しなべさ寝る夜の日長くあれば家し小篠生

(九四〇)

(ロ) よしゑハシニタなむ四我妹生けりともかくのみこそ我が恋ひ渡り

七め (三二九八)

妹が家も継ぎて見ましを大和なる大島の嶺に家もあら猿尾

(九一)

これらは、「仮名」を用いながら、そこに「意味」を揺曳させることで成り立つ文字文芸であり、「仮名」の用法を越えて、「意味」の領域に深く入り込んだ文字用法である。このような文字運用の在り方が「戯書」に通じていることは、ここに挙げた幾つかの諸例からも知られるとありであり、やはりそれが万葉集に独特の文字遣い、即ち、「うた」の文字として設定できることを物語っている。

(口) に見られる文字相互の共起関係は、双方が訓字である方が、「意味」の支え合いがなされやすいが、例えばそれが、音仮名と共起したとしても、音仮名の「意味」を読み取ることで、意義の連関が成立し得ることになる。「蚊蛾欲布」「為便」などの音訓を交用した例は、いま見たような文字相互の共起関係の中でこそ、「うた」の文字としての存在を確固たるものにしていのである。

以上、万葉集の音訓仮名の交用例を幾つか見てきたが、そこには、

「うた」を彩る文字の、意識的な「意味」への傾倒を窺うことができた。このような例は、日常的な書記形式である音訓の交用が、つい万葉集に顔を覗かせたというようなことでは収まりきらない、特別な「知の領域」を予感させる、「文字表現」であると言つてよい。

万葉集に、音訓仮名の交用が現われること自体は、実生活での書記の傾向が大きく影響しているとしても、それをこのように巧みに文字に表現していくことには、「ことば」に対する分析的な理解や、「文字文芸」(文字遊び)としての方法的な在り方が、看取されるべきであろう。そしてそこには、「歌集」としてのテキストの成立、そしてまた、多くの「読み手」の存在、といったことが、同時に予見されるのである。

六 柿本人麻呂の仮名文字表現

「訓仮名」の「うた」の文字としての展開

〔人麻呂作歌〕

「與杼六」1・31	(動)
「母戸」1・31—15	(動)
「多藝津」1・38—1・39	(動)
「須十」1・40	(名)
「良六」1・42	(助動)
「須為寸」1・45	(名)
「多日」1・45	(名)
「夜取」1・45	(名)
「良目」2・131	(助動)
「能咲八師」2・131	(感動)

「 <u>縦畫屋師</u> 」 2・131 2・135	(感動)		
「 <u>和多豆</u> 」 2・131	(固名) 地名		
「 <u>吉咲八師</u> 」 2・135	(感動)		
「 <u>名具鮫</u> 」 2・194	(動)		
「 <u>兼天</u> 」 2・194	(動)		
「 <u>多田名附</u> 」 2・194	(動)		
「 <u>氣田敷</u> 」 2・194	(形)		
「 <u>宇都曾田</u> 」 2・196 2・210 ㄩ 2・213 2・213(名)	(名)		
「 <u>早布屋師</u> 」 2・196	(感動)		
「 <u>和射見</u> 」 2・199	(固名) 地名		
「 <u>香米山</u> 」 2・199	(固名) 地名		
「 <u>為便</u> 」 2・207 2・210	(名)		
「 <u>鳥自物</u> 」 2・210	(副)		
「 <u>之鹿</u> 」 2・210	(助動)		
「 <u>烏徳自物</u> 」 2・210	(副)		
「 <u>左久見</u> 」 2・210	(動)		
「 <u>鳥自物</u> 」 2・213	(副)		
「 <u>西加</u> 」 2・213	(助動・助)		
「 <u>男自物</u> 」 2・213	(副)		
「 <u>奈積</u> 」 2・213	(動)		
「 <u>騰遠依</u> 」 2・217	(動)		
「 <u>跡位浪</u> 」 2・220	(名)		
「 <u>色妙</u> 」 2・222	(枕詞)		
「 <u>四時自物</u> 」 3・239	(副)		
「 <u>目類四七</u> 」 3・239	(形)		
		「 <u>白雪仕物</u> 」 3・261	(副)
		「 <u>阿白木</u> 」 2・264	(名)
		「 <u>伊佐夜歴</u> 」 3・428	(動)
		「 <u>名豆颯</u> 」 3・430	(動)
		「 <u>狭藍左謂</u> 」 4・503	(副) 象徴詞
		〔人麻呂歌集略体歌〕	
		「 <u>妹勢能山</u> 」 7・1247	(固名) 地名
		「 <u>安治村</u> 」 7・1299	(名)
		「 <u>阿和雪</u> 」 10・2334	(名)
		「 <u>相狭丸</u> 」 11・2362	(副)
		「 <u>早敷八四</u> 」 11・2369	(感動)
		「 <u>吉恵哉</u> 」 11・2378	(感動)
		「 <u>半手</u> 」 11・2383 ^(註)	(副)
		「 <u>玉久世</u> 」 11・2403	(固名) 地名・接頭語
		「 <u>水阿和</u> 」 11・2430	(名)
		「 <u>宇多手</u> 」 11・2464	(副)
		「 <u>潤和川</u> 」 11・2478	(固名) 地名
		「 <u>香取海</u> 」 11・2436	(固名) 地名
		〔人麻呂歌集非略体歌〕	
		「 <u>莫苦</u> 」 3・244	(連語)
		「 <u>卷目</u> 」 7・1087	(固名) 地名
		「 <u>由槻我高</u> 」 7・1087	(固名) 地名
		「 <u>三毛侶</u> 」 7・1093 11・2512	(固名) 地名
		「 <u>三和(山)</u> 」 7・1119 9・1684	(固名) 地名
		「 <u>日賣菅原</u> 」 7・1277	(固名) 地名

「名乗曾花」 7・1290	(名)
「菅目」 9・1694	(名)
「床奈馬尔」 9・1695	(名)
「辛苦」 9・1721	(形)
「多寸能浦」 9・1722	(名)
「根毛居侶」 9・1723	(副)
「久漏牛方」 9・1798	(固名)地名
「佐府下」 9・1798	(形・助)
「片山木之」 10・1818	(名)
「朱羅引」 10・1999	(枕詞)
「已向」 10・2011	(動)接頭語
「世子」 10・2015	(名)
「何太」 10・2023	(副)接尾語
「竿志鹿」 10・2094	(名)
「木志」 10・2313	(名)
「為便」 11・2368	(名)
「雲位」 11・2449	(名)
「根母己咄」 11・2486或本	(副)
「足我枳」 11・2510	(動)
「由眼」 11・2511	(副)
「尔太遙」 13・3309	(動)

以上に、人麻呂作歌・人麻呂歌集歌に見られる、拾える限りの音訓交用例を順次列挙した。文節の区切りについては、接頭辞・接尾辞・活用語尾などを含んで例に掲げた。一部、複合語もそのままに取り上げた。⁽²⁴⁾

前節に、「うた」の文字の「音訓交用」のことを述べてきたが、これ

らの例には、意図的な要素が察せられない例も多く見られる。山口佳紀氏は、書記のための特別な理由が窺えない混用例として、人麻呂歌集の「宇多手」(一四六四)、「由眼」(二五一)などを指摘している。⁽²⁵⁾ 氏の挙げた歌集の例以外にも、作歌に見られる、「須為寸」(四五)「名具鮫」(一九四)などは、無秩序に交えられた混用例に数えられようか。同様、細かく見渡すならば、歌集のなかにも、意図的とは思えない不用意な混用が、まだまだ多く検出できるものと思われる。

これらの混用については、既にたびたび論じてきたように、「実用」においてなされてきた書記形式が、大きく影響を与えていると想像される。そしてこの音訓仮名を交えるという「自由」な書記の在りようは、「仮名」でもって、「ことば」を記すという書記態度と表裏の関係でもあった。

- 「宿加奈之弥」(「宿り悲しみ」 一六九〇)
- 「年可太奴」(「寝難ぬ」 二〇二二)
- 「左尼始而」(「さ寝そめて」 二〇三三)
- 「久漏牛方」(「黒牛瀉」 一七九八)
- 「世子」(「背子」 二〇二五)

以上の例は、他の人麻呂歌や正訓字主体歌巻では訓字で書かれることが一般的であり、特異な書き方と言ってよい。人麻呂のこのような仮名書きは、そこに特別な理由を窺うことができず、実のところ、「自由に」「一回的に」文字を連ねたとして考えようのない事例である。

また、看過できないのは、「久漏牛方」のような地名の例である。既に挙げた人麻呂の音訓仮名の混用例には、固有名詞である「地名」が多く見られ、注意を要する。

人麻呂の地名表記で、音訓交用で書かれる例は、「和多豆」⁽²⁶⁾、「和射見」

「香采山」「潤和川」「香取海」「卷目」「由槻我高」「三毛侶」「三和(山)」「妹勢能山」「日賣菅原」「久漏牛方」である(このうち、万葉集に孤例となるのは、「和多豆」「閏和川」「卷目」「由槻我高」「三毛侶」)。もちろん、「和多豆」「由槻我高」のように、人麻呂にしか用例のない地名も含み、なかなか相対的なことは言い難いが、人麻呂の地名表記に比較的音訓交用の例が多いことは、指摘できるように思われる。²⁷⁾

人麻呂に孤例の表記である「卷目」「由槻我高」「三毛侶」などは、人麻呂自身、別の歌では「巻向(一〇九二他)」「弓槻が高(一九八八他)」「三室山(一〇九四他)」などと表記しているもので、一回的な偶発性の高い文字表記であると言える。

そもそも地名表記というものは、七世紀後半という時代にあつて、ある程度定着してはいたものの、書記者によって任意に書かれ得るものであつたと予想される。²⁸⁾

このことは、初期万葉の地名表記にも、幾つかの音訓交用の例や、固定的でない独自の例を見ることに傍証される。初期万葉に見られる音訓交用の地名表記は、「雲根火(一三二)」「香采山(二八)」などであり、また万葉集に孤例となる特異な地名表記には、「山常(一一)」「高山(一一三、一四)」「射等籠(二二三)」「将見圓山(九四)」「三室戸山(九四或本云)」「兔道(七)」などがあり、訓仮名による地名表記を多く見る。

既に論じられているとおり、『古事記』や、七世紀末〜八世紀初頭の木簡の国名・郡名表記には、古くから常用されていたと考えられる地名表記が多くある。²⁸⁾ここに掲出した人麻呂や初期万葉の地名表記にも、律令以前に一般化していた慣用表記が、少なからず認められるものと予測される。²⁹⁾

しかし、実用で使われていた地名表記が、「うた」の表記のなかに掬い上げられる在りようを一方で確かめながらも、人麻呂の地名表記には、たんに偶然的に書かれたとは思われない例が幾つか確認できる。

あめなる 日賣菅原 草莫苺嫌 弥那綿 香烏髪 飽田志付勿
 天在 (一二七七)

「日賣菅原」の地名は、「天在る」を承ける「懸詞」に、「日」の文字が敢えて視覚化されているもので特異な例である。

「ヒメ」の音列を文字化するには、「比賣」「媛」「姫」などの表記が一般的と考えられるのに対し、当該歌では「天在る」という枕詞を承ける文字に、「日」が選択されている。その結果、訓仮名+音仮名の形式となり、一つの地名表記内で仮名が混用される例となっている。³⁰⁾このような例は、地名表記の自由な在り方、そして音訓交用に対する寛容な姿勢が可能とさせた、「文字表現」の具体的な例と考えてよいであろう。

当該歌において、「天在る 日」という懸詞の係かりを文字に表示することは、修辭の在り処、すなわち知の所在、を視覚の上に明らかにさせることでもある。懸詞という修辭を文字の上に表わすことは、「ことば」を読むために文字があるのではなく、もはや「技巧のため」の文字として、それが存在していることを物語る。そして、それは基本的に、地名表記が固定しておらず、自由に書かれたこと、そもそもこの自由性について言えば、それらが借音仮名(意味をもたない音列表記)で書き取られてきたことに由来しよう。にこそ、「うた」の文字の無限の可能性、文字による意匠の可能性、を胚胎していたのである。³¹⁾

また、「うた」の構成全体に文字の「意味」を響かせる地名表記の例に、次のような連作歌群が指摘できる。

あみみのうらに 船乗為良武 憾嬌等之 珠裳乃須十二

四寶三都良武香

(四〇)

鈔著 手節乃崎くしうくたし 一 今日毛可母 大宮人之 玉藻菊良武

(四一)

潮左為二 五十等兒乃嶋邊 榜船荷 妹乘良六鹿 荒嶋廻乎

(四二)

「網の浦」を「嗚呼見乃浦」、「伊良虞」を「五十等兒」と書くことは、妹を時間の流れに沿って求心的に慕う男性の留守歌として、三首の展開に「意味」の恵与を、新たな造形を、もたらしている。そしてまた、華やかな腕輪を飾った女性の手首の表象としてある「鈔つく 手節」の表現性は、「媿媿等」、「大宮人」、「妹」とフォーカスされていく、ひとりの女性の際立つた美しさを、「ことば」の外縁から支えることに成功している。

ところで、いま挙げた例のように、文字の「意味」を「うた」全体に開わからせて、新たな造形を呼び込むような文字用法は、既に前節で見た「縁字」と規定される用法に、それを確認することができる(井手氏の分類する、(イ)歌の中の他の語句の意味と関係ある場合)。実際のところ、人麻呂には、この手の文字表現の例が少なくない。

朝影 吾身成 玉垣入 風所見 去子故 (一三九四)

一日、千重敷布 我戀 妹當 為暮零所見 (一三三四)

足常 母養子 眉隱 隱在妹 見依鴨 (一四九五)

泊瀬河 夕渡来而 我妹兒何 家門 近春一家里 (一七七五)

文字の意味を、歌句との連関から表記した縁字の例に(運用面では、「義訓」に近い)、歌集歌のこのような歌うたが指摘できよう。これらは、訓仮名でそれぞれの「ことば」が記されるが、その文字の持つ「意味」によって、「ことば」の外側に、新たな映像を創り出している例である。「タマカキル」は、「玉蜻 磐垣淵」(二〇七)、「玉蜻 タ

(一八一六) などと歌われる例から類推するに、原義的には、「チラチ

ラと光る」「かすかに光る」という意味の「ことば」と考えられる。しかし、当該歌では、「風」を「ほのか」と訓ませることと連動して、「玉垣入」の文字は、文字のもつ意味のままに、玉垣の間から入る「風」をも連想させるように作用している。「ことば」そのものを直接に表語するのではない、文字の連想のなかにあって効果を発揮するこれらの文字用法は、まさに「うた」のための「文字表現」と言って過言ではない。

さらに、先掲の留守歌では、「連想的な用字」と考えられる(先述の井手至氏の分類する(ロ)に該当する)、数仮名があちこちに散りばめられているにも注意したい。第一首には「須十」、「三都」、第三首には「良六」の音訓交用が見られるが、これらは、歌群全体に配される数仮名に呼応して仕組まれたものである。もちろん、人麻呂の時代に、「裾(スソ)」、「満つ(ミツ)」などの正訓が一般的に用いられていなかったとは考え難く、意識的な文字意匠として用いられたものであろう。

このような文字同志の連関から、数仮名を駆使した人麻呂の他の例に、

左散難弥乃 志我能 一云比良乃 大和太 與杼六友 昔人一、亦母

相目八毛 一云将曹跡母戸八 (二一九)

などがある。文字相互の連関から、数仮名を重ね用いたために、「よどむ」の語は、ひとつの単語内で音訓を交用する形となっている。同様、「早敷八四」(一三三六九) など、数仮名を敢えて用いたために、音訓を交用する例となったものである。

そのほか、文字同志の意味連関から、文字が選択された人麻呂の縁字の例には、「人社見良目」(一三三二)、「片山木之」(一八一八)、「辛苦」(一七二二)、また音訓交用例以外では、「受日鶴鴨」(二四三三)

などが指摘できるであろう。

以上、留京歌の地名表記のほか、「縁字」と考えられる人麻呂の文字表現の幾つかを見てきた。ここに取り上げた例を見るだけでも、漢字を用いることに対し、人麻呂が、より多くを望み、試行を重ねていた過程が窺えるであろう。単に音列に即して、勝手気ままに音仮名・訓仮名を交えて書いたのではない、「うた」の文字としての一定の志向性が察せられるものである。

ところで、確認までに繰り返すが、これらが音訓交用の形式であっても、文字表現として許容されていることの背景には、音訓の交用を厭わない実用的な書記の地盤があったことは、忘れてならないことであろう。しかし、その交用体を、単なる音訓仮名の入り乱れた状態として用いるのではなく、文字を創造するものとして、意識的に用いる在り方は、既に、文字表現のひとつの「方法」足りているであろう。そしてまた、これらの方法化は、「歌集」というテキストの中にあつてこそ、時を経てなお有効なのであり、「読み手」を意識したとき初めて成立する「文字文芸」といってよい。このように「文字」を、実用としてのそれではなく、「うた」のための文字として昇華させることは、いたって「個人」の歌作の領域に委ねられることであつたと想像される。

そしてこの「文字による文芸」は、人麻呂をもって万葉集に開花するのである。

七 柿本人麻呂の仮名文字表現

「多日」「夜取」「色妙」の文字

前節に「うた」の文字として、文字相互の有縁関係を示す文字表現、

一首全体の文脈に響き合う文字表現について、人麻呂の例を中心に検討してきた³³。しかしこれらは、いったん文字化するべき「ことば」から乖離した時点で、「うた」の文字としてのみ、「鑑賞されるべき」ものであることは否めまい。もちろん、これらの文字表現は、日常的なものでも実的なものでもないことは確かであるが、「ことば」に直接しないという点において、物名歌的な趣向を、そして文字運用の上では「戯書」への連なりを思わせる、「文字遊び」のかたちが萌芽していることを予感させる。

しかしまた、これら「ことば」から離れていく「文字面の装飾技巧」としての遊戯性 戯書としての方向性を示唆する、を文字自身が持ち始める方向にありつつも、人麻呂の歌にはなお、「ことば」にかなり近接したレヴェルでの文字技巧も多い。「竿志鹿」(二〇九四)、「足我積」(二五〇)、「為便」(二〇七、二一〇、一三六八)³⁵などのように、音仮名に交えて用いられる訓仮名は、「意味」への傾斜のもとに表記されているのであり、どこまでが「仮名」として自覚的に用いられていたのか、にわかには判断し難い³⁶。このような、「意味」と「音列」の両方の側の支えによって成り立つ文字は、橋本氏が指摘するように、文字表現において効率の高い用法であると言える³⁷。

次に取り上げる、安騎野獵歌の「多日」「夜取」の例は、音訓交用の形式を採りながら、「うた」一首全体に、特別な意味を付与しているもので、前節までに示してきた人麻呂の縁字の用例とともに、注意される。

やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 神ながら 神さびせす
と 太敷かす 都を置きて 隠口の 初瀬の山は 真木立つ 荒き山
道を 岩が根 禁樹押しなべ 坂鳥の 朝越えまして 玉限る 夕去

り来れば 白雪降る 安騎の大野に 旗すすき 小竹を押しなへ 草
枕 多日夜取せず いにしへ思ひて (四五)

ここに指摘したような「多日」「夜取」の文字は、歌全体の文脈と有機的に関連しながらも、「ことは」そのものを分析し、そこに解釈の場を与える視点が、強く残されているように思われる。

「タビ」「ヤドル」を、「多日」「夜取」と書いた例は、万葉集中、当該例に限られ、もちろん他文献でもこのように書かれた例は知られない。万葉集において「タビ」の語は、「客」(六九、四一五ほか)、「旅」(六七、七五、一四二ほか)、「羈」(五四九、五六六、三二五二ほか)などと書かれるのが一般で、正訓字を主体とする歌巻でそれをわざわざ「仮名書き」することは殆ど例がない。「タビ」の仮名表記としては、「多鼻」(五七)、「多比」(一三三四)が、正訓字主体歌巻に用いられる数少ない例である。

人麻呂自身も、「タビ」「ヤドル」の語は正訓字で表わすことを常としているもので(旅)四六、一九四、「羈」(四二六、一六八八)「宿」(四六、四二六、一六八七、一六九〇、一七〇八)も、当該歌の「多日」「夜取」の例が、唯一の仮名書き例である。

一方、万葉集全般において、「ヤドル」の正訓字は、「宿」(一七五、一一四〇、一七九一、二二〇〇ほか)の文字が安定的に用いられた字訓であり、仮名書き例は殆ど見られない。³⁸⁾

ところで、既に「字訓」が定着している「ことは」について、その字訓を用いず、新たな言語解釈のもとに文字を付与するということは、どういふ事態なのであろうか。「ことは」を、分かりやすく読みやすく、他者に伝達するといふ、あり得べき「書記原則」に、これらの行為が適わしくなくことは予期されることであらう。書記の原則を超えてある

「文字」とは、既に起源的な機能においてではなく、「文芸」としての表現性のもとにのみ、新たな存在価値を有している。

具体的に安騎野獵歌について言えば、特別な一夜の宿りを、順次、時間軸にのせて歌うという長短歌の結構において、「夜取」の文字は、旅先の寝ねられない「夜」の情景を、読み手に喚起させるものとして有効に働いていよう。

「多日」「夜取」の文字は、「夜」を越えて安騎野の地に野営する、軽皇子の「古昔」(いにしへ)「回帰の念とともに、それが単なる「ことは」として示される以上の、「实际的」な経験を仄めかすものとして、読み手に迫ってくるのであろう。当然、そこには、一夜を経ることによって、軽皇子がまるで新しい「生」を受けるかの如くに表現される当該歌の主層にも、遠く響き合うものである(古代の一日が夜から始まることは周知のことである)。

これらの文字は、概念語である「ことは」を、そのまま意味をもった漢字に置き換えるという発想ではなく、文字化されるべき「ことは」の外延、すなわち、うた一首全体に重層的な意味を付与する効果をもたらしている。

次に、同様の例として、讃岐狭岑嶋の石中死人歌の「色妙」とある音訓交用の文字を検討しておきたい。

沖つ波来寄る荒磯を色妙の枕とまきて寝せる君かも (一一二二)
万葉集内の「シキタへ」の文字は、「敷妙」(七二)、「敷細」(三四八、四六〇、五〇七、六一五ほか)、「布細」(四六〇、六三六)、「布妙」(一一八八五)など、いずれも、「シキ」に「敷」「布」の文字を宛てているもので、「シク」の字訓として定着していたか、「色妙」と書くものは、人麻呂の例に限られる。³⁹⁾ 人麻呂の当該歌以外の用例

も同じように、「敷妙」(一三五、一三八、一九五、一九六、二二〇)、「布栲」(一二七)、「敷白」(二四一〇)、「敷栲」(二四八三)、「布細布」(一五二五)、「敷細布」(一五一六、二八四四)など、一般的な文字用法の範疇に収まるものである。結局のところ、石中死人歌の「色妙」のみが、特異な例になるのだが、やはりそこには、それ相応の文学的意図が見て取れるように思われる。

石中死人歌において、「シキタへ」を、安定的な用字である「敷妙」「布細」と記さず、「色妙」と書いたのは、「色」「妙」の文字が呼び起す「意味」を、十分に歌全体に活かそうと企図したためであろう。

当該歌の「色妙の枕」の表現を見るとき、「しきたへ」の語そのものを直接的に「表語」するのではない、「色」の文字が喚起する映像を荒磯にうち寄せる色とりどりの石や貝を、視覚的に表象することと成功しているように思われる。

さらに「妙なる」と表現される「色妙」の文字は、本来であれば「愛しき妻」(一二〇長歌)の手枕で、味寝をしていたはずの旅人の在りし日の姿を、艶やかな記憶とともに読み手に思い起こさせるであろう。「しきたへ」は「袖」や「衣」に係かる枕詞であり、共寝のイメージを帯びて用いられることは、周知のことである。

このような「色妙」の例もまた、「ことば」の外側に、新たな意味を恵与させる文字遣いであり、用字の機能から言えば、一種の「義訓」的用法と考えられる⁴⁰。

以上、人麻呂の音訓交用例のうち、「うた」の情調を豊かにさせるために、意図的に用いられた文字表現の幾つかを見てきた。もっとも、「うた」の主旨を外延から支える文字表現は、音訓交用の例に限らず、すべての文字用法に通じるもので、人麻呂が用いる有意の訓仮名(熟合

仮名を含む)にも、その方法の一端が窺える。⁴¹

このように、文字を「装飾」といった趣向は、「ことば」をいかに文字に表わすかといった「語」と「意味」の直接的な対応からは、既に一歩も二歩も進んだ用法であって、言ってみれば、「ことば」と「字訓」の安定の上になり立つ、一種の「余裕」(あそび心)に派生する文字表現である。

「戯書」の成り立ちが、訓仮名と連続的であることは既に説かれる通りであるが、人麻呂作歌において、仮名書き語彙が多く見られ、附属語が仮名書きされる在り方からは、巨視的に見て、「仮名」で「ことば」を記し置くという志向が確かに存在したことを窺わせる。音列を示し、読み誤られないために、「仮名」はある。

川端善明氏は、万葉集の文字について、次のように述べている。⁴²
 例えば『万葉集』が華麗に文字を表現することの中心には、華麗な表現の中に沈殿するものの自然として、安定的な文字使用の一般があり、それがまた、文字を表現することを支えるのである。

氏が指摘するように、文字の普及が底辺にあって、その上にさらなる「文字表現」が行われるという指摘は興味深い。これらの文字用法が、「戯書」に連なることは既に述べたが、文字の定着の上になり立つ「文字表現」は、最低限に伝えること(「ことば」を表語すること)を越えて、「うた」の文字の「方法」として万葉集に現出するのである。⁴³

八 おわりに

人麻呂の時代にあつて、音訓の仮名を交えることは日常的な文字法として違和感なく用いられていた。その日常性は、人麻呂の文字遣いの幾

例かにも垣間見ることができ、人麻呂にとってより特徴的だったのは、それを単に無秩序に用いるのではなく、「うた」の文字として、より高次のものに昇華させ、再生させるといった文字用法の方法化であった。

そして、それらの文芸的な文字表現、文字に対する一種の「余裕」の上に成り立つ文字表現は、「安定的な文字使用の一般」に、十分に支えられることによって、発展を遂げるものであった。「訓み」の確立は、字訓の定着、仮名の定着を絶対条件としている。

「字訓」が既に定着していたであろう「ことば」に対し、新たな文字によって「意味」を与える在り方（多日「夜取」「色妙」は、倭語に適した漢字がなかったために義訓表記された例、「足沾」「意追」「不顔面」など）、とはその発想上において明らかに異なるものであろう（その際、「戲書」が「仮名」と連続的で、本来、仮名で表記される「ことば」が意図的に戲書化された、という過程に留意したい）。

この決定的な差異は、「ことば」の復元に拘わらず「うた」全体を読まれるべきものとして文字を表現する在り方（文字がそれ自身、発動し始める「と」「うた」の「ことば」に「近接し、訓話の限りを尽くして、ことばを表現する在り方、との根本的違いであると言えよう）。

そもそも、「うた」の主旨に無関係に使われる文字技巧は、「戲書」（「三伏一向」「牛鳴」「山上復有山」）や、「物名」を懸詞式に詠み込んだ例に見られるが、物名という技法は、『万葉集』にはまだ例を多くしないことが指摘されている。⁴⁵⁾

人麻呂の歌に、明らかに「戲書」と呼べるような文字技巧が見られず、意図的な文字表現とは違って、「うた」一首全体に関わるところで文字が機能していることは、いまここで十分に注意されてよいであろう。

人麻呂の文字表現の方法は、飽くまで「うた」の情調を主として織り成されるのであり、文字そのものが技巧される「文字遊び」といった領域にまで、いまだ至っていないことを、再確認しておきたい。

もちろん、文字遊戯的なものの萌芽として、「仮名」から発想される「多日」「夜取」「色妙」などの文字があり、また、留京歌に見られた数仮名を視覚的に散りばめて用いるような、「うた」の主層と無縁な「技巧」が存することも、敢えて指摘しておきたい。

本論では、音訓仮名の交用について、木簡の交用表記、万葉集の交用表記、そして人麻呂の交用表記を、順を追って見てきた。特別な意識のないまま、無秩序に用いられた上代文字資料の一般を確認した上で、それが万葉集や人麻呂の用字にも現われてきていることを連続相として捉えつつ論じてきた。しかし、それらが「たび」「うた」の文字として、意図的な技巧を伴って交用されるときには、新しい文芸的な文字表現として、「うた」の上に屹立していくことを確認したものである。

もちろん、ひとつひとつの用例については、まだまだ再考の余地がある。また、万葉集全体における文字表現が、どのような方向性を辿って、「読まれる」文字としての「技巧」を連ねていくのか、後期万葉を含む巨視的な視点も必要となつてこよう。今後、さらなる検討を重ねてくと思う。

注

- (1) 稲岡耕一氏『人麻呂の表現世界 古体歌から新体歌へ』（岩波書店1991.7）（『総訓字表記への志向とその転換・上』『万葉集研究』第二集1997.3）、『総訓字表記への志向とその転換・下』第二集1998.7）
- (2) 拙論『難波津の落書 仮名書きの文字資料のなかで』（『国文日白』四四号2005.2）b「音仮名と訓仮名を交えた表記 万葉集仮名書き歌巻

- と和歌木簡資料を中心に、「『日本女子大学紀要文学部』五四号(2005・3) c. 上代文字資料における音訓仮名の交用表記 難波津の歌などの木簡資料を中心に」(『高岡市万葉歴史館紀要』第一五号(2005・3))
- (3) 日常的な文字遣いに、音訓仮名の交用が見られることは、大飼隆氏「観音寺遺跡出土木簡の史的位相」(『国語と国文学』第七六巻五号(1999・5))、同氏「七世紀木簡の国語史的意義」(『木簡研究』一一三号(2001・11))、東野治之氏「出土資料からみた漢文の受容 漢文学展開の背景」(『国文学』四四巻一―号(1999・6))、和田萃氏「古代難波の景観 遺跡・遺物からみた歴史と文学」(『文学』第一巻第五号(2000・9))、西崎亨氏「木簡に見える複数表記地名の考察 非文献資料における文字研究の視点」(『武庫川国文』第六一―号(2003・3))などに指摘がある。
- (4) 「為暮」については、内田賢徳氏「歌の中の漢字表現 訓字と仮名をめぐって」(『萬葉』一六一号(1997・5))、同氏「萬葉しくれ考」(『ことばとことば』一〇集(1993・12))『上代日本語表現と訓詁』塙書房(2005・9)所収)が、仮名と意味との交渉を説く。「丹穂」は、佐佐木隆氏「萬葉集」の「丹」字と「穂」字 表意性と義訓の方法」(『国語と国文学』七六巻五号(1999・5))『上代語の表現と構文』2000・4所収)参照のこと。「為便」は、拙稿「人麻呂の『為便』表記試論 表意文字と仮名文字のあいだ」(『上代文学』八五号(2000・11))に触れたことがある。
- (5) 山口佳紀氏「訓仮名の役割 一字一音の場合」(『古事記の表記と訓読』有精堂(1995・9))に次のような指摘がある。「古事記の表記は、本文の読解を容易かつ、確実ならしめるために、さまざまの工夫が施されている。音仮名に訓仮名を混じえる際の方法も、右の目的を実現させるための一環として捉えることが出来る。(傍点引者)」
- (6) 橋本四郎氏「訓仮名をめぐって」(『萬葉』三三三号、1959・10)初出、橋本四郎論文集『国語学編』1986・12)
- (7) 橋本氏(注6)論文。
- (8) 拙論(注2) c 論文に、木簡の和歌資料に見られる音訓仮名の交用例を可能な限り列挙した。
- (9) 橋本氏(注6)論文は、万葉集に頻度が高く用いられる訓仮名として、「日」「名」「手」「見」「田」「津」「目」「屋」を挙げる。なお、正倉院仮名文書一通に、「田」「日」の訓仮名がある。
- (10) 「江」の訓仮名は防人に三首四例が見られ、の「うちえする」の「え」は、「うちよする」が転じたものと考えられ、の例も、「ちちははよ」「こえ(越え)」とあるべきものの転用である。防人歌に「訓仮名」が多いことは、橋本氏(注6)論文が触れるところだが、いま「うた」の資料の問題を考えると、看過できない点を孕むだろう。
- (11) 橋本氏(注6)論文は、「一音節の正訓字は、主流が一字一音であるだけに、逆に訓仮名の意識を伴ってはいないか」と述べ、特に「見」「宿」「見」の三字について、「仮名の側への片寄り」が見られることに言及する。川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」(『日本文学の研究』文字・社会思想社(1975・7))も同様、「一音節という形態の中で、正訓字は言わば訓仮名性を与えられている」と指摘している。
- (12) 万葉集には、の類歌が二首見られ、いずれも正訓字主体歌巻に収められる。参考までに掲げておく。
 …玉有者 手尔卷持而 衣有者 脱時毛無吾吾戀… (一五〇)
 …玉有者 手二母将卷乎 爵瞻乃 世人有者 手一卷難石 (家持 七二九)
- (13) このような「和歌」木簡の書記法を見るにつけ、果たして、「世牟止固而」(飛鳥池遺跡木簡、『木簡研究』一一号(1996・11))などである「文書」木簡の書記体との違いがどこまで認められるのか、我々は今後、慎重に考えなくてはなるまい。
- (14) 山口氏(注5)論文。
- (15) 例えば巻一・雄略天皇歌を例にすると、橋本氏の調査では、「師吉名倍手」の一例のみが数えられ、「母乳」「押奈戸手」「我許背齒」「名雄毛」などは、意識された文字面であることや、「母乳」に、附属語であるなどの判断により、除外されている。
- (16) 「うた」以外の上代文字資料の音訓交用例は、拙論(注2) b c 参照のこと。本論に挙げた訓仮名は c 論文(四節)「上代文字資料における音訓交用」に掲出した例を順に指摘したもの。なお、前稿に挙げなかつた例に、美濃国戸籍の「阿杼弥刀御賣」「志女移賣」「阿根」、下総国戸籍「真目乃古賣」「古富根賣」、正倉院仮名書き文書の「田」「日」の訓仮名字母などがある。
 ほか、山ノ上碑文、「…佐野」家定賜建守命孫…、「須々木」「加須津毛」

(平城宮木簡)、「阿手良」(長屋王木簡)、「波真古賣」(真目乃古賣)、「下総国戸籍」(与久多麻礼留弥津可奈)、「常陸国風土記」(加牟加皮手)、「加ツ遠木太比」(石神遺跡木簡)、「木簡研究」(二七号2005・11)、「加田」(藤原京木簡)、「木簡研究」(二七号)など。

(17) 橋本氏(注6)論文に、混用がなされる場合について、「すでに起源的な性格を止揚して、仮名一般といへべき性格を獲得しつつあったと考えられる」混用であることを意識に上せない性格を身につけつつあったことは認めなければならぬ」という指摘がある。

(18) 逆に言えば、「字訓」の定着自体がかつて考えられていたより、もう少し早く設定できるものか。このことについては、近年の文字資料から、訓仮名の生成について、拙稿(注2) b論文に触れた。

(19) a bは、橋本氏(注6)論文にも指摘がある。

(20) f「河波」、g「尔保散流香」の用例も同様、「意味」への分析的配慮が十分に窺えるのであり、単純に割り切つてそれを音仮名と考えることが正しい理解なのか、躊躇するところである。

(21) 同様のことは、正訓字主体歌巻の音訓仮名の交用例にも見られる。例のみ挙げるが、は混用される訓仮名の例、は音仮名の例である。

君尔戀 痛毛為便無見 檜山之 小松下尔 立嘆鴨

(笠女郎 五九三)

白栲尔 丹保布信土之 山川尔 吾馬難 家戀良下 (一一九二)

難波方 塩干勿有曾祢 沈之 妹之光儀乎 見卷苦流思母

(河辺宮人 二二九)

三崎廻之 荒磯尔縁 五百重浪 立毛居毛 我念流吉美

(門部連石足 五六八)

(22) 井手至氏「掛け詞の源流」(『人文研究』(大阪市立大学)二二巻六分冊1970・3初出)、『遊文録国語史篇』(和泉書院1999・1)

(23) 「ハタワスラレス」(『童蒙抄』万葉考)の訓みがあり、「半手」を音訓交用で、「ハタ」と訓む説がある。なお、井手至氏「万葉語」はたの意味用法をめぐつて附「半手不忘」の解明(『萬葉』一七号1986・4)は、「半(ハタ)」「手不忘(タワスレス)」と訓じ、澤瀉『注釈』『集成』、福岡『全注』、福沢武一氏「万葉のハタ(将)と史的推移」(『上田女子短

期大学紀要』第九号1986・3)などがこの訓による。また、佐竹昭広氏「さね・かつて考 萬葉語彙」(『国語国文』二〇巻六号1971・8初出)の

ち「都」曾「の或る場合」と題して「萬葉集抜書」岩波書店1980・1に所収)は、「半手(カツテ)」「手不忘(タワスレス)」と訓み、塙本、全集本、新編全集(カタテ)、小伏志穂氏「半手不忘」(巻第十一・二三八三)をめぐつて(『国文学』(関西大)七六号1977・6)などが従つ。訓の決定は難しいが、私見では「ハタ」と訓じる例として、ここに掲出した。

(24) 人麻呂の音訓交用例は、福岡耕二氏「萬葉表記論」(塙書房1976・11)の音訓交用例を参考にしつつ、幾つかの例を新たに加えた。本論で既に触れたが、橋本氏が計上した正訓字主体歌巻の用例より、私見では、かなりの用例を数に加えた。氏の基本的見解は、音訓の無秩序な混用は殆どないという立場で用例数を検討しておられる。しかし本稿では、混用がなされる訓仮名字母の種類の調査、また無秩序な混用と「つた」の文字の混用との違いを見極めることを、主たる目的とするため、ひとまず広く掲出することにした。

(25) 山口佳紀氏(注5)論文。他に、「三毛侶之」(一〇九三)、「片山木之」(一一八八)などの例を指摘する。

(26) 「和多豆」は、或本歌である一三八歌に「柔田津」とあり、「ニキタツ」と訓じるのが妥当かと思われるが、『講義』『全註釈』、福岡『全注』などに「ワタツ」と訓み、判断は難しい。

(27) 直木孝次郎氏「古事記の国名表記について」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房1976)、『なお館野和己氏「木簡の表記と記紀」(『国語と国文学』七八巻一一号2001・12)は、『古事記』と最新の木簡の地名表記とを照合させた論が見え、示唆的である。

(28) 人麻呂の地名表記、および初期万葉・木簡資料に見られる地名表記については、別稿の準備がある。

(29) 地名表記が固定化したのは、和銅六(713)年、『風土記』撰進の命とともに発せられた、「甲子、畿内七道諸国郡郡名、着好字」(『続紀』)とある勅命を契機とする。但し、七世紀代より用いられていた慣用表記が一般に通行していたため、新しい好字の地名はなかなか定着せず、奈良朝以後も、多くの国・郡・里名にさまざまな表記が用いられていたことが指摘されている。

- (30) 地名表記と懸詞は、そこに「うた」の文字としての展開を見得るといふ視点から、拙稿「懸詞的用法における文字選択 人麻呂の序詞を中心に」(『美夫君志』第六九号2004・二)に論じた。本論で触れた以外に、次のような例も同様のことが指摘できる。
- 妹門 入出見川乃 床奈馬尔 三雪遣 未冬鴨
いもがかと さやにのりになに こなめに みゆのこり
 劍後 鞞網野迹 葛引吾妹 真袖以 著點等鴨 夏草苺母
たぢのり せきあむらひ かつひらきも まそでもち きてむらかみ なつくさかも
 (一九八五)
- (31) 人麻呂の例と同様、一般的な地名表記ではなく、懸詞を成立させるために文字を撰んだ万葉集の例に、「我妹子にまたも相海の安の川安眠も寝ずに恋ひ渡るかも」(三二五七)、「…我が心尽の山のみみち葉の散り過ぎにきと君がただかを」(三三三三)、「まさ鏡見名淵山は今日もかも白露置きて黄葉散るらむ」(二二〇六)などが見られ、やはり「うた」の文字としての工夫が察せられる。
- (32) 「為誓」については、内田賢徳氏(注4)論文に指摘がある。氏は次のように述べる。「『為誓』という表記は、一応借詞であるが、しぐれがたび重なり、とうとう妹の所に行けなかつた長い一日の暮れなんと為る頃のしぐれという意味を歌の中から析出するような、しぐれにそれなりの意義を解釈する、一種の義訓性もつ(傍点ママ)」
- (33) これらの分類は、井手至氏(注22)論文によるが、川端氏(注11)論文のなかでは、次のように三分類される。(一)全体としての文脈と有機的に関連する場合、(二)歌としての文脈の外に何らかの意味を作り出す場合、(三)文中の他の字(語)との連想的な関連をもつ場合である。
- (34) 「文字面の装飾技巧」については、川端氏(注11)論文の述べるところ。なお、氏は、熟合仮名の幾つかを挙げ(猿尾、禁屋、鶴鴨、鳥屋、孤悲など)、その技巧性が運用面において、いわゆる戯書に通じることを指摘し、次のように述べる。
- 訓仮名に対する戯書の関係は、正訓字に対する義訓字のそれに等しい。正訓字が漢字と訓の安定的な対応にあるのに対し、義訓字は、訓への解釈が特殊であつて、それがその用字を非一般性、術学的、或いは訓詁的にしているものである。「猶預不定」「モテツキ」「耳言」「足活」など。戯書とは、この義訓字を仮名化したもの、即ち義訓仮名と呼べるような資格にあるものである。そして実は、正訓字と義訓字が訓の安
- 定度・一般性について相対的・連続的であるように、戯書は、熟合仮名を介して訓仮名一般と連続的なのである(傍点、引者)。
- この説明は、義訓仮名・戯書に關しての端的かつ明快な説明であらう。
- (35) 「為便」については、拙稿(注4)論文に、音訓を交用する有意味の仮名の問題を論じた。
- (36) 橋本氏(注6)論文に、次のような指摘がある。「正訓か仮名かの別が明確でないことは、体系の未確立な段階では、文字の表意表音の二重性を生かした効率の高い文字選択に他ならないのである。」
- (37) このような表語機能と表音機能を併せもつた仮名ことは、既に諸氏により、さまざまなタムのもとに論じられている。井手至氏は、「表意兼表音性仮名表記語彙」と規定する(『遊文録国語史篇一』、「第一章仮名表記される語彙四表意兼帯仮名表記語彙」和泉書院1996・二)。「万葉集変体漢文表記諸巻における仮名書き語彙の表記法について」(『澤瀉博士追悼国語国文論集』1969・10初出)。早く高木市之助氏「変字法について」(『吉野の點 記紀万葉雜攷』岩波書店1943)は、「変字法」の一つとして扱い、また吉沢義則氏「万葉集に於ける文字の文学的用法に就て」(『国語国文』三巻一頁1933・二)、武智雅一氏「万葉集に見える連想的用字」(『文学』一卷八号1933・二)、大野透氏「義字的仮名に就て 万葉集を中心として」(『国語国文』二六巻九号1957・9初出)、のち「万葉仮名の研究」(1962)、菊沢季生氏「万葉仮名の薰陶法をめぐって」(『岐阜女子大学紀要』第六・七号1977・1978)の諸論のように、種々に説明されてきたものである。なお、佐佐木隆氏「万葉集」のうたの文字化(『文学』四四巻五号1976・5)、同氏「万葉集」における歌意と文字との交渉(後者相宿友をめぐって)、『国語学』一一号1977・12)、同氏(注4論文)もまた、仮名と意味との交渉を説く。また近時、内田賢徳氏(注4論文)、奥田俊博氏「万葉集」の仮名表記 表意性を有する例を中心に(『日本語と日本文学』一七号1988・8)にも義訓との関わりからの指摘がある。
- (38) 「仮名書き」例には、正訓字主体歌巻に「屋取」(五四六笠金村、九三〇笠金村、三三一五)とある例を見るが、やはり、説明的に表語することでもそこに解釈を与えようとする、書き手の意図が仄見えている。
- (39) 人麻呂の七夕歌(一九九九)に、「朱羅引く色妙子」とあり、旧訓「イロタヘ」(元暦校本、類聚古集、紀州本ほか)とあり、現行では、

「シキタヘノ」(仙覚青訓以降)と訓む諸注も少なくないが(塙本ほか)、澤瀉久孝氏「人麻呂集の歌二つ」、『万葉古径』三 日本書院(1953・4)が、「ハナグハシ」「ナグハシ」などと同じ構成の語として、「イログハシ」の訓みを提言したことにいま従う。

- (40) 佐佐木氏(注4)論文に、「丹穂」の表記について、「一種の義訓」であるとの判断がある。また、内田氏(注4)論文も同様、「為暮」を、「一種の義訓」と述べる。

- (41) 拙稿「人麻呂の擬音語擬態語の表記試論」『さやに』とををに『ぬえとり』、『日本女子大学大学院文学研究科紀要』日本女子大学六号2000・3)に、音仮名表記が主の擬音語・擬態語の表記を扱ったのは、それが訓仮名表記されるときに、どのような意味の領域を呼び込むのかを、考えようとしたことによる。「音」を「音」として記すのでなく、「意味」を新たに付加させる態度は、既に見たような「うた」の文字としての自覚に立つものと思われる。

- (42) 川端氏(注11)論文。戯書の定義については、(注34)参照のこと。

- (43) 川端氏(注11)論文。

- (44) 「ことば」の安定ということの上に、文字が「工夫」され、また「戯れて」用いられるということは、既に見た、留京歌の地名表記にも言えることであった。前節に掲げた、「嗚呼見乃浦」^{あゐのしづみ}、「剣著 手節乃崎」^{たぢのさき}、「五十等兒乃嶋」^{いそらのしづま}などは、固有名詞(地名)を意匠して書いた、好例として指摘することができる。

- (45) 井手氏(注22)論文。物名歌は、『古今集』以後の歌集に多いことを指摘する。